

# 注 意 事 項

- 1 この名簿は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項又は第14条第6項若しくは第14条の2第1項の規定により、石川県知事から産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた処理業者及び同法第14条の4第1項又は第14条の4第6項若しくは第14条の5第1項の規定により、石川県知事から特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた処理業者の一覧表です。
- 2 この名簿は、令和5年4月1日現在のものであり、この日以降に許可内容を変更する処理業者もありますので、処理の委託に際しては、許可証の提示を求める等により、許可内容を十分確認する必要があります。
- 3 処理業者の許可内容は、以下のとおりです。
  - (1) 処理業者ごとに、取り扱うことのできる産業廃棄物の種類を○又はアルファベットで示しています。
  - (2) 産業廃棄物の種類については、次のとおりの略称を使用しています。
    - ・ 廃プラ：廃プラスチック類
    - ・ 動物系固形物：動物系固形不要物
    - ・ ガラス陶磁器：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
    - ・ 政令第13号：政令第13号廃棄物
  - (3) 特別管理産業廃棄物の種類については、次のとおりの略称を使用しています。
    - ・ ①の廃油・・・揮発油類、灯油類、軽油類
    - ・ ②の廃酸・・・pH2.0以下の廃酸
    - ・ ③の廃アルカリ・・・pH12.5以上の廃アルカリ
    - ・ ⑤⑥⑦の「PCB」・・・ポリ塩化ビフェニル  
(事業の範囲の性状や濃度の限定について、許可証による確認要)
    - ・ 特定有害産業廃棄物の記号は下記を含むものをいう
      - A：水銀又はその化合物
      - B：カドミウム又はその化合物
      - C：鉛又はその化合物
      - D：有機燐化合物
      - E：六価クロム化合物
      - F：砒素又はその化合物

G : シアン化合物  
H : PCB  
I : トリクロエチレン  
J : テトラクロエチレン  
K : ジクロメタン  
L : 四塩化炭素  
M : 1, 2-ジクロエタン  
N : 1, 1-ジクロエチレン  
O : シス-1, 2-ジクロエチレン  
P : 1, 1, 1-トリクロエタン  
Q : 1, 1, 2-トリクロエタン  
R : 1, 3-ジクロプロペン  
S : チウラム  
T : シマジン  
U : チオベンカルブ  
V : ベンゼン  
W : セレン又はその化合物  
X : 1, 4-ジオキサン  
Y : ダイキシン類

- (4) 自動車等破砕物とは、「自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属からなる部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破砕に伴って生じたもの」をいい、廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の混合物からなります。
- (5) 事業場の所在地及び電話番号が住所と同一である場合は省略してあります。
- (6) 優良で信頼できる処理業者を育成するために、平成 23 年 4 月に施行された改正廃棄物処理法で創設された制度です。優良基準に適合する旨の都道府県知事等の認定（優良確認）を受けたものは、通常 5 年の許可の有効期間が 7 年となり、許可証に「優良」の記載が追加されます。
- (7) 許可期限が令和 5 年 4 月 1 日以前の処理業者であっても、産業廃棄物処理業許可申請が提出されている場合は、この名簿に掲載されています。